

隠 監 第 9 号
令和 3年 9月 1日

隠岐の島町長
池田 高世偉 様

隠岐の島町監査委員 嶽野 正 

同 米澤 壽 

令和2年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年8月2日付隠総第118号にて審査に付された令和2年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、財政健全化法第22条の規定による「公営企業の経営健全化審査」を実施したので報告いたします。

令和2年度隠岐の島町上水道事業会計 歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の概要

1、審査の対象

令和2年度における企業管理者所属の、上水道事業会計決算を対象とした。

2、審査の期間

令和3年8月2日から同年8月27日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

8月 2日（月）

8月 3日（火）

8月 4日（水）

8月23日（月）

8月24日（火）

8月27日（金） 以上6日間

なお、一般会計・特別会計の決算審査と同期間に行い、8月3日に上水道事業会計の決算審査を中心に行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の結果

1、提出書類について

審査に付された「決算報告書」「財務諸表」「事業報告書等の決算附属書類」は、関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、当事業の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

2、予算執行状況について（金額は税込）

収益的収入は、予算額 6 億 325 万 9 千円に対して収入額は 6 億 1,821 万 5 千円で収入率は 102.5%、うち水道使用料の収入率も予算額 4 億 5,122 万 3 千円に対し収入額は 4 億 6,421 万 5 千円で 102.9%と 100%を超える決算であった。

概算計上していた受託工事収益（予算額 1,000 万円）は無かったが、水道料の増収、予算計上していなかった消費税の還付金 458 万 9 千円が特別利益として決算されたことが主な要因である。

一方、収益的支出は、予算額 6 億 489 万 3 千円に対して支出額は 5 億 4,022 万 3 千円で執行率は 89.3%であった。

結果、収益事業の収支残高は 7,799 万 2 千円の黒字で単年度だけでみると健全な財政状況であった。

資本的収入は、予算額 3 億 532 万 4 千円に対して収入額は 2 億 9,186 万 6 千円で収入率は 95.5%、一方、資本的支出は、予算額 6 億 2,207 万 1 千円に対して支出額は 5 億 7,266 万 1 千円で執行率は 92.1%となり、予算額内に収まっているが、収支で不足する 2 億 8,079 万 5 千円については、消費税の資本的収支の調整額と損益勘定留保資金で補填された。

3、経営状況について（金額は税抜き）

損益計算書による営業収益は、4 億 2,325 万 5 千円で前年度より 130 万 3 千円、0.3%の微増、うち給水収益は 4 億 2,204 万 8 千円と前年度より 127 万 5 千円で同じく 0.3%の微増であった。

給水人口が 213 人(△1.5%)減少したものの、有収水量は 19,054 m³ (1.2%) 増と前年度並みを維持している。

一方、営業費用は 4 億 6,524 万 2 千円で前年度より 944 万 5 千円 (2.1%) 増額の決算となり、営業損失で 4,198 万 7 千円となった。しかし営業外の収支などを合算して、令和 2 年度は 4,764 万 9 千円の黒字決算となり、当年度未処分利益剰余金は 2 億 403 万 9 千円の決算となった。

年度末の利益剰余金には、このほかに減債積立金が 130 万円増えて 1,360 万円がある。

第 3 審査意見

1、健全な企業運営について

経営上、4,764万9千円の黒字決算となったが、五箇地区の工事が終了し、減価償却費と、企業債の償還額も今後増加が見込まれる。

将来の事業計画に伴う財政負担を考慮した中長期的な計画策定のもと、住民の為に健全な企業運営を求めるものである。また、単年度でもキャッシュフローから年間2億円以上の償還金を返済する自己資金の確保が必要となっている。

2、収入未済金について

水道料の未収金は、決算時には3月調定分が収入時期の関係から収入未済処理扱いされることから決算審査時に担当課から提出された直近の調査数値(7月16日時点)が滞納の実態ととらえている。

決算書の状況(貸借対照表—流動資産—未収金のうち水道料分)

| | | | |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 現年未収金 | 3,887万2千円 | うち3月調定分 | 3,857万7千円 |
| 過年分 | 3,072万1千円 | | |
| 計 | 6,959万3千円 | | |

審査時点の調査の状況(水道課提出の水道料未収金調書)

2,179万1千円

前年度より調査時点の未収金は1,082万1千円の減であるが、新年度になってから調査時点までに943万5千円の不納欠損処理を行っているため、減の内容は単純に徴収による減額とはなっていない。

未納者数は前年度調査時点より89件減って193件になったが、新規未納者が38名いる。また50万円以上の大口未納者数は7件702万6千円と報告があった。

徴収業務には、より一層努力して、経営の安定、住民負担の公正性を確保していただきたい。

以上、令和2年度上水道事業会計の決算審査の報告をいたします。

令和3年9月1日

隠岐の島町監査委員 嶽野正



同 米澤壽



令和2年度隠岐の島町公営企業の経営健全化の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第22条の規定により提出された、令和2年度上水道事業会計における資金不足比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和2年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

経営健全化比率である資金不足比率について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

| 健全化判断比率 | 隠岐の島町比率 | 健全化基準 | 備考 |
|---------|---------|-------|----|
| 資金不足比率 | — | 20.0% | |

2、意見

経営健全化における実質的な資金不足を生じていないため、問題はない。
よって是正改善を要する事項はありません。

以上、令和2年度隠岐の島町公営企業の経営健全化の審査の報告をいたします。

令和3年9月1日

隠岐の島町監査委員 嶽野正



同 米澤壽

